

福岡市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各関係機関・民間団体等が連携して、本市における生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い、生活困窮者支援の方法などを検討するため、福岡市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市における生活困窮者の実態に関する事項
- (2) 本市における生活困窮者支援の実態及び方法に関する事項
- (3) 本市の民間団体等への活動支援に関する事項
- (4) 本市における生活困窮者支援に係る関係機関等との連携に関する事項
- (5) その他本市の生活困窮者支援の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 行政関係者
- (2) 関係機関代表者
- (3) 民間団体代表者

3 委員の任期は令和8年度末までとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を主宰し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 協議会の会議は、公開とする。ただし、その会議における議題が非公開情報(福岡市情報公開条例(平成 14 年福岡市条例第3号)第7条各号に掲げる情報をいう。)に係るものであるときは、この限りではない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉局生活福祉部生活福祉課において処理する。

(守秘保持義務)

第7条 協議会の構成員は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。